

令和 7 年度就学援助制度のお知らせ

熊取町では、児童生徒の就学に必要な費用にお困りの保護者に対し、その費用の一部を援助する「就学援助」を実施しています。支給を希望される方は、申請をお願いします。

前年度に認定された方、令和7年1月にご案内した新入学学用品費の入学前支給制度を受給されている方も、申請が必要となりますのでご注意ください。

就学援助の内容については、下記のとおりです。

1. 対象者 次の①②の要件をともに満たしている世帯の保護者が対象となります。

- ①居住要件・・・町立小中学校に在学している児童生徒の保護者
 - ②所得要件・・・世帯全員（別居の保護者含む）の令和6年中の「社会保険料等控除後の所得金額」が「認定基準額」を下回る方
- ※生活保護受給世帯については対象外のため、申請は不要です。（ただし、小6、中3の修学旅行費のみ対象になり、該当する世帯へは別途熊取町より通知します。）

【世帯ごとの認定基準額のめやす】※年齢構成により異なります。

世帯構成人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
社会保険料等控除後の所得金額合計 (令和7年4月1日時点年齢)	約177万円以下 40歳,7歳(小学生)	約233万円以下 40歳,35歳,7歳(小学生)	約287万円以下 40歳,35歳,9歳,7歳 (小学生2人)
	約190万円以下 40歳,14歳(中学生)	約247万円以下 40歳,35歳,14歳(中学生)	約300万円以下 40歳,35歳,14歳,9歳 (小・中学生)

(※) 「社会保険料等控除後の所得金額」とは、総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の総額から社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した金額となります。ひとり親については、ひとり親控除又は寡婦控除についても控除対象になります。

(例) 給与収入530万円(年収)の場合、給与所得控除後の所得は380万円となります。

社会保険料控除等が70万円の場合、所得380万円から70万円を差し引き、令和3年度税制改正のため引き下げられた控除額の10万円を引いた300万円が「社会保険料等控除後の所得金額」となります。

- ・令和7年4月1日以降に生計を維持する者が死亡・離婚などにより認定基準を満たすこととなったときは、その時点で認定を行う場合があります。詳しくは学校教育課指導グループへご相談ください。
 - ・世帯で住民税の未申告者がいる場合、不認定となりますので必ず申告を済ませてください。
- (申告先：熊取町役場 税務課)

2. 就学援助の内容

対象となる費目	対象者	小学生	中学生
給食費	全員	実費	実費
学用品費	全員	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費	1年生以外	年額 2,270円	年額 2,270円
校外活動費(宿泊なし)	全員	年額 1,600円	年額 2,310円
校外活動費(宿泊あり)	林間学校参加者	実費	実費
修学旅行費	修学旅行参加者	実費	実費
新入学学用品費 ※1	1年生 (4月当初認定者)	57,060円	63,000円
体育実技用品費	全員		実費
災害共済給付制度 保護者負担金	全員 (4月当初認定者)		実費
学校保健安全法施行 令に定められた疾病 にかかる医療費	全員	実費	実費
	[対象疾病] トラコーマ、結膜炎(アレルギー性除く)、慢性副鼻腔炎(アレルギー性除く)、アデノイド、はくせん、かいせん、のうかしん(とびひ)、むし歯、中耳炎、寄生虫病		

※1 入学前支給制度よりすでに支給を受けた方は対象外です。

3. 申請手続きについて

申請期限 令和7年5月30日（金）まで ※郵送の場合は必着

※1月1日時点で町外にお住まいの方のみ、前住所地等で6月1日以降に発行される課税（所得）証明書を6月6日（金）までにご提出ください。

【申請方法】

右のQRコードを読み取りのうえ、WEBフォームにて申請



【QRコードでの申請ができない場合】

令和7年度就学援助・特別支援教育就学奨励費支給申請書を熊取町役場 学校教育課 指導グループ（役場北館2階）へ持参、または郵送にて提出してください。

【申請書の配布場所は下記のとおりです。】

- ⑦熊取町役場 学校教育課 指導グループ（役場北館2階）
- ④在籍する小中学校
- ⑤熊取町ホームページ

熊取町 就学援助

検索

※申請にあたっては、次の事項について同意の上、申請を行ってください。

- 1.世帯全員の住民基本台帳情報、課税台帳の閲覧及び生活保護、児童扶養手当の受給状況を確認すること
- 2.就学援助等の支給を受けた後、熊取町から転出した場合、転出先の市町村に支給状況の情報提供をすること
- 3.学校諸費等の納入金に未納がある場合、受領および未納分経費への充当について、学校長に一任すること
- 4.小中学校から学校の集金口座の情報提供を受けること

4. 手続き上の注意点について

- ・ひとり親家庭の世帯の場合、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、戸籍謄本の写しなどひとり親であることが確認できる書類の提出が必要です。
- ・配偶者と別居する世帯（単身赴任等の理由）の場合、別居する方が町外在住の場合は、課税証明書の提出が必要です。
- ・令和7年1月1日時点で他市町村に居住されていた方につきましては、その市町村にて発行される令和7年度課税（所得）証明書（令和6年中の所得のもの）の提出が必要となります。なお、教育委員会に個人番号（マイナンバー）を提示のうえ、所得情報の取得についての同意書に署名いただければ、課税（所得）証明書を省略できる場合があります。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。
- ・所得を申告されていない場合は審査ができず、不認定となりますので、必ず申告をすませておいてください。（申告先：熊取町役場 税務課）

5. 認定結果の通知および支給について

- ・認定結果は7月下旬頃に通知し、認定された方に対しては、3期（7月、12月、3月）に分けて支給します。
- ・認定結果の通知までは個別のお問い合わせには応じられません。また、審査前に個別に認定基準や所得金額の計算はできません。
- ・申請期限を過ぎても令和8年2月末まで受付はできますが、認定は申請月の翌月からになります。年度途中から認定された場合、対象費用は月割分減額され支給されますのでご注意ください。
- ・給食費は、認定の結果にかかわらず、1学期分はいったん学校へ納めてください。認定者にのみ、町から1学期分を支給します。2・3学期分については、給食費の納付を免除する形となります。（支給金を認定者に代わって給食委員会が受領）
- ・災害共済負担金は、いったん学校へ納めていただいた後、認定者に支給します。
- ・支給対象費用であっても、学校から集金があった場合は必ず納めてください。
- ・学校諸費等の納入金に未納があった場合は、支給金の受領および未納分経費への充当について、学校長に委任することとなります。

問合せ・提出先 熊取町教育委員会事務局 学校教育課 指導グループ
〒590-0495 熊取町野田1丁目1番1号 （熊取町役場北館2階）
TEL 072-452-6360 / FAX 072-452-7103